

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

**日本光電工業株式会社**

代表取締役  
社 長 荻 野 和 郎

## 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成20年6月26日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号  
当社1号館4階ホール
3. 目的事項  
報告事項 1. 第57期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第57期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nihonkohden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当期、わが国においては、国民医療費の抑制と医療の質の向上を目的とした医療制度改革が進展し、医療機関では、医療の質の向上と安全確保への取り組みが本格化するとともに、効率性やコストに対する意識が一段と高まりました。医療機器業界においては、全般的に引き続き厳しい経営環境となりましたが、自動体外式除細動器（AED）による早期除細動の重要性が社会的に認知され、公共施設や学校、民間企業での設置が進みました。

海外においては、国境を越えたM&Aや提携の加速によるグローバル市場での業界再編が進み、企業間の競争が一層激しさを増しました。一方、BRICsをはじめ新興国では、経済成長とともに医療機器の需要が拡大しました。

このような当社グループを取り巻く環境の変化を踏まえ、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指し、平成19年4月から3ヵ年中期経営計画「SPEED UP II」をスタートさせました。

商品面では、患者さんのQOLの改善や医療の安全確保、医療機関の経営効率化に寄与する、高付加価値・高品質商品の開発に注力しました。生体計測機器では、手術操作による神経損傷等を防ぎたいという医療現場のニーズに呼応し、手術中の神経機能をモニタリングする神経機能検査装置を発売しました。生体情報モニタでは、「医療現場の安全管理」を開発コンセプトに、アラーム管理を充実させたセントラルモニタを発売しました。治療機器では、一般家庭でも使用できる小型・軽量のAEDを発売しました。

また、医療機器は極めて高度な品質が要求されるため、当社は従来から厳格な品質管理体制を構築し、製品の品質維持と信頼性向上に努めてきましたが、平成19年10月には、当社の信頼性センタが医療用電気機器分野において、ISO/IEC17025に基づく試験所認定を取得しました。これまで外部機関に依頼していた規格適合を証明する試験を当社の信頼性センタが行うことにより、試験期間の一層の短縮、商品開発のスピードアップが可能となりました。

これらの結果、当期の売上高は前期比8.4%増の1,048億2千5百万円となりました。利益面では、売上高の増加に加えて、自社品比率の向上などにより粗利率が改善したことから、営業利益は前期比23.1%増の98億1千7百万円、経常利益は前期比13.0%増の95億4千5百万円、当期純利益は前期比11.5%増の56億3千1百万円となりました。

第1表 売上高・営業利益・経常利益・当期純利益

区 分	前 期 (平成19年3月期)	当 期 (平成20年3月期)	前 期 比
売 上 高	96,679 <small>百万円</small>	104,825 <small>百万円</small>	108.4 %
営 業 利 益	7,973	9,817	123.1
経 常 利 益	8,448	9,545	113.0
当 期 純 利 益	5,052	5,631	111.5

### <市場別の状況>

国内市場においては、大学、官公立病院、私立病院における病院内のIT化の進展に伴い、システムネットワーク商品が好調に推移し、医療用品も順調に売上を伸ばしました。診療所では、新規開業支援ビジネスが着実に成果を上げました。平成16年7月から一般市民にも使用が認められたAEDは、PAD（Public Access Defibrillation/一般市民によるAEDを用いた除細動）市場を中心に引き続き好調に推移しました。この結果、国内売上高は前期比5.9%増の791億3千8百万円となりました。

海外市場においては、生体情報モニタや医療用品を中心に全般的に好調に推移しました。米州では、北米で生体情報モニタの売上が伸長し、中南米では前期から繰り越された大口商談の出荷もあり、生体情報モニタや医療用品が好調でした。欧州では、生体情報モニタ、血球計数器、医療用品などが売上を伸ばしました。アジア州では、中国において、第4四半期に販売子会社設立に向けて販売網を整理した影響もあり、売上が減少しましたが、他のアジア地域は好調に推移しました。この結果、海外売上高は前期比17.1%増の256億8千7百万円となりました。

### <商品群別の状況>

「生体計測機器」では、国内において、脳神経系群が新商品効果もあり売上を伸ばしたほか、診断情報システムが好調だったものの、ポリグラフ群は前期実績を下回りました。海外は、脳神経系群は好調でしたが、心電計群は前期実績を下回りました。この結果、売上高は前期比3.2%増の170億1百万円となりました。新商品としては、ペーパーレスタイプの脳波計、術中モニタリング用の神経機能検査装置、薄型軽量のホルター心電計、解析機能付心電計、長時間心電図再生プログラムなどがあります。

「生体情報モニタ」では、国内において、ベッドサイドモニタや臨床情報システムが好調だったほか、セントラルモニタも新商品効果で売上を伸ばしました。海外はベッドサイドモニタが米州、欧州で好調でした。この結果、売上高は前期比11.2%増の218億8千2百万円となりました。新商品としては、アラーム管理を充実させたセントラルモニタ、臨床情報システムなどがあります。

「治療機器」では、国内において、AED型除細動器が大幅に伸長し、人工呼吸器も好調でしたが、医療施設・救急車向けの除細動器、ペースメーカーは前期実績を若干下回りました。海外は、医療施設・救急車向けの除細動器が中南米、欧州で好調でした。この結果、売上高は前期比17.6%増の158億6千2百万円となりました。新商品としては、小型・軽量のAED型除細動器があります。

「医療用品」では、国内はカテーテルやセンサ類、ディスプレイ電極などの消耗品が好調で、保守契約

等の売上も前期実績を上回りました。海外は、中南米での大口商談もあり、消耗品の売上が大きく伸長しました。この結果、売上高は前期比13.0%増の332億1千7百万円となりました。

「その他」では、国内は血球計数器は堅調に推移したものの、一般仕入商品が大幅に減少しました。海外は血球計数器が順調に売上を伸ばしました。この結果、売上高は前期比4.3%減の168億6千1百万円となりました。新商品としては、動物用血球計数器や気管挿管補助スコープがあります。

なお、売上高を商品群別に分類すると次のとおりです。

第2表 商品群別売上高

区 分	売 上 高	前 期 比	構 成 比
生 体 計 測 機 器	17,001	103.2	16.2
生 体 情 報 モ ニ タ	21,882	111.2	20.9
治 療 機 器	15,862	117.6	15.1
医 療 用 品	33,217	113.0	31.7
そ の 他	16,861	95.7	16.1
合 計	104,825	108.4	100.0
う ち 海 外 売 上 高	25,687	117.1	24.5

## (2) 対処すべき課題

日本および欧米諸国で医療費の抑制と医療の質の向上を目的とした医療制度改革が進展する一方、BRICsをはじめ新興国では経済成長とともに医療インフラの整備が急速に進んでいます。世界の医療機器市場は今後も拡大が見込まれていますが、国境を越えたM&Aや提携が加速しており、ボーダレスな企業間の競争はますます激しさを増すものと想定されます。

このような当社グループを取り巻く医療環境の変化を踏まえ、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指し、平成19年4月から3ヵ年中期経営計画「SPEED UP II」をスタートさせました。当該計画では、前中期経営計画のテーマ「経営体質・経営基盤の強化による高収益体質の確立」および経営ビジョン「医用電子機器メーカとしてのグローバルブランドの確立」を堅持し、新たな長期経営目標として「平成24年度までに売上高1,400億円、営業利益率10%、海外売上高比率30%を目指す」ことを掲げています。まずは、中期経営計画の目標である平成21年度売上高1,130億円、営業利益102億円、海外売上高比率27%、ROE12%、在庫回転率7.4回の達成に向けて、当該計画の諸施策を着実に実行していきます。

商品戦略では、診断・治療・医療安全・業務効率の改善に寄与する高付加価値商品をタイムリーに提供するため、当社の基盤技術“ヒューマン・マシン・インターフェイス”であるセンサ技術や信号処理技術、無線技術、IT・ネットワーク技術を強化します。事業のグローバル化に対応するため技術開発体制を強化し、開発期間の短縮とコストダウン、そして高品質を追求していきます。また、特定健診、医療安全、病診連携システムソリューションなど医療制度改革に対応した市場ニーズの高い商品のラインナップを強化すると

もに、地球環境保全のため環境に配慮した商品設計の促進を図ります。特に、成長が見込まれる医療機関のIT化に対応するシステムネットワーク商品については、医療の質の向上、経営の効率化、医療機関の情報共有化に貢献する使い勝手の良い商品の提供を目指し、開発を進めていきます。また、産官学連携や他社とのアライアンスにより、開発の効率化や新分野の技術開発を進め、新規事業の創出に注力します。

生産・流通戦略では、グローバルな事業展開を支えるための生産体制の強化、品質の確保を進めます。また、生産効率の更なる向上と購買機能の強化によりコストダウンを推進するとともに、物流と海外生産との最適化により納期短縮、在庫削減、物流コストの削減を図ります。

国内販売戦略では、地域医療の核となる急性期病院とかかりつけ医における市場シェアを高め、修理・保守サービスや消耗品ビジネス等、商品納入後のランニング事業の強化を図ります。急性期病院市場では、診断・検査領域におけるシステムソリューションを中心とした販売展開を強化します。かかりつけ医市場では、新規開業支援ビジネスを引き続き強化します。新たに形成されたPAD市場では、AEDの普及を促進するとともに、ランニング事業を推進し、PAD事業の拡大を図ります。また、サービス体制を強化し、日本全国で質の高い均一なサービスを提供することにより、医療機関で急務となっている医療の安全確保に貢献し、顧客満足度の向上に努めます。

海外販売戦略では、米州、欧州、アジア州の3極販売体制を基本に、直轄販売網と代理店網との連携強化を図ります。また、各地域におけるサービス拠点の増強と技術力の向上を図り、アフターサービス体制の強化を図ります。

以上の諸課題に全力で取り組み、企業価値・株主価値の向上を目指します。

### (3) 設備投資等の状況

当期は、総額26億5千8百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、金型、測定器、機械装置、IT機器、業務用ソフトウェアなどの取得です。

### (4) 資金調達の状況

設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 54 期 (平成17年3月期)	第 55 期 (平成18年3月期)	第 56 期 (平成19年3月期)	第 57 期 (当 期) (平成20年3月期)
売 上 高 (百万円)	83,807	90,367	96,679	104,825
経 常 利 益 (百万円)	7,624	8,083	8,448	9,545
当 期 純 利 益 (百万円)	6,562	5,788	5,052	5,631
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	145.21	128.56	114.12	128.01
総 資 産 (百万円)	67,477	73,510	75,894	80,630
純 資 産 (百万円)	40,122	45,540	48,864	51,814
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	902.66	1,025.40	1,101.41	1,170.31

- (注) 1. 第54期においては、海外市場が好調だったため、増収増益となりました。  
2. 第55期においては、海外市場が好調だった一方、子会社清算に伴う税負担軽減等の反動により、増収減益となりました。  
3. 第56期においては、海外市場の好調や為替差益の寄与があった一方、子会社清算に伴う税負担軽減等の反動により、増収減益となりました。  
4. 第57期については、「事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
日本光電北海道株式会社	90百万円	100	医 用 電 子 機 器 販 売
日本光電東北株式会社	120百万円	100	〃
日本光電東関東株式会社	125百万円	100	〃
日本光電北関東株式会社	91百万円	100	〃
日本光電東京株式会社	149百万円	100	〃
日本光電南関東株式会社	97百万円	100	〃
日本光電中部株式会社	140百万円	100	〃
日本光電関西株式会社	202百万円	100	〃
日本光電中四国株式会社	175百万円	100	〃
日本光電九州株式会社	80百万円	100	〃
日本光電アメリカ株式会社	4,741千米ドル	100	〃
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500千ユーロ	100	〃
日本光電フランス有限会社	1,000千ユーロ	(100)	〃
日本光電イベリア有限会社	850千ユーロ	(100)	〃
日本光電イタリア有限会社	25千ユーロ	(100)	〃
日本光電シンガポール株式会社	100千Sドル	100	医 用 電 子 機 器 販 売 促 進
日本光電コリア株式会社	200百万ウォン	100	〃
日本光電富岡株式会社	496百万円	100	医用電子機器・トランスの製造、当社製品の保管・運送
株式会社ベネフィックス	20百万円	50	医療情報システム製品製造・販売
上海光電医用電子儀器有限公司	5,145千米ドル	59	医 用 電 子 機 器 製 造 ・ 販 売
N K U S ラボ株式会社	500千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 開 発
メディネット光電医療軟件上海有限公司	250千米ドル	100	医用電子機器用ソフトウェア開発
日本光電フィレンツェ有限会社	1,200千ユーロ	100	医用電子機器用の試薬製造販売
日本光電サービス株式会社	480百万円	100	医用電子機器修理・保守および部品販売
株式会社イー・スタッフ	20百万円	100	グループ総務関連・派遣業務

- (注) 1. 当社の議決権比率の( )書きは、日本光電ヨーロッパ(有)の保有する議決権比率を示しています。  
 2. 上海光電医用電子儀器(有)については、出資比率を記載しています。

## ② 企業結合の成果

当社の連結子会社は25社です。持分法適用会社は㈱コンコルド電子工業の1社です。連結決算の概要は、「1.企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、医学と工学との境界技術を開発して、それに関連した高水準の医用電子機器およびシステムの製造・販売ならびに保守・修理等の事業活動を展開しています。

区 分	内 容
生 体 計 測 機 器	脳波、心電図、血圧、呼吸などの生体現象を計測記録する機器（脳波計、誘発電位・筋電図検査装置、心電計、ポリグラフ、呼吸機能検査装置など）および診断情報システムなど
生 体 情 報 モ ニ タ	集中治療室、手術室、一般病棟等で、心電図、呼吸、SpO <sub>2</sub> （動脈血酸素飽和度）、NIBP（非観血血圧）等の生体情報を連続的にモニタリングする装置（セントラルモニタ、ベッドサイドモニタなど）および臨床情報システムなど
治 療 機 器	除細動器、AED（自動体外式除細動器）、心臓ペースメーカ、人工呼吸器、患者加温システムなど
医 療 用 品	記録紙・電極・試薬などの消耗品、カテーテル、保守パーツなど
そ の 他	血球計数器、救急用伝送装置、携帯型救急モニタ、超音波診断装置、トランスなど

## (8) 主要な営業所および工場

営業所：当社のほか、国内市場については販売子会社10社が、海外市場のうち北米・欧州市場については販売子会社5社が、中国市場については合弁会社が販売活動をしています。また韓国市場については韓国の子会社が、アジア（除く中国、韓国）・オセアニア市場についてはシンガポールの子会社が販売促進活動を行っています。

工 場：当社川本工場（埼玉県深谷市）

日本光電富岡㈱（群馬県富岡市）

上海光電医用電子儀器(有)（中国上海市）

日本光電フィレンツェ(有)（イタリアフィレンツェ）



(9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
国内会社	2,951 [362] 名	+209 名
海外会社	416 [23]	+38
合 計	3,367 [385]	+247

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。）です。  
2. 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイム）の平均雇用人員です。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア	500
し の の め 信 用 金 庫	300
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	150

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 45,765,490株（自己株式1,829,595株を含む）

(2) 株主数 6,299名（前期末比586名増）

### (3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,576,600
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,090,800
株式会社 埼玉りそな銀行	2,096,875
東芝メディカルシステムズ株式会社	1,990,000
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,428,400
富士通株式会社	1,063,779
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	988,022
日本興亜損害保険株式会社	974,748
株式会社 三菱東京UFJ銀行	862,565
野村信託銀行株式会社（投信口）	696,100

（注） 当社は、自己株式 1,829,595株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成20年3月31日現在）

会社における地位、担当および他の法人等の代表状況等	氏 名
代表取締役社長 社長執行役員	荻野和郎
取締役専務執行役員 (営業・サービス担当)	中田秀明
取締役専務執行役員 (総務人事部長)	鈴木文雄
取締役常務執行役員 (日本光電富岡株式会社代表取締役社長)	篠崎國雄
取締役常務執行役員 (技術担当)	原澤栄志
取締役常務執行役員 (管理統括部長)	白田憲司
取締役上席執行役員 (海外事業本部長)	上平田利文
取締役上席執行役員 (経営企画室長)	赤羽武
常勤監査役	伊地知温威
常勤監査役	斉藤久
監査役	青木邦泰
監査役 (慶應義塾大学教授、弁護士)	加藤修

(注) 1. 監査役のうち青木邦泰、加藤修の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2. 当期中の退任取締役は次のとおりです。

(平成19年6月28日退任)

専務取締役 鎗田 勝

常務取締役 神原 宏臣

取締役 杉山 雅己

取締役 土井 治人

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	8名	284百万円	
監 査 役	4名	57百万円	
(うち社外監査役)	(2名)	(13百万円)	
合 計	12名	342百万円	

(注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額（平成19年6月定時株主総会決議）：年額 400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役使用人分は含まない。）

株主総会の決議による監査役報酬限度額（平成19年6月定時株主総会決議）：年額 80百万円以内

2. 上記の取締役および監査役の支給額には、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額53百万円を含んでいません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 監査役 青木邦泰

(a) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(b) 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

(c) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(d) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に出席、監査役会26回のうち25回に出席し、議案の審議等の際して適宜必要な発言を行っています。

(e) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

#### ② 監査役 加藤 修

(a) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(b) 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

(c) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(d) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に出席、監査役会26回のうち24回に出席し、議案の審議等の際して適宜必要な発言を行っています。

(e) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為を為したと判断される場合、その他当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合は、解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

#### 5. 会社の体制および方針

##### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

###### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、啓蒙・研修を通じて役員・社員等に周知徹底します。

コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス推進者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。

コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける社内通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。

###### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に従い、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、リスク管理規定に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。  
グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。  
緊急の事態が発生した場合は、別途定めた社内規定に従い対処します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
全取締役で構成する経営会議を原則月3回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。  
執行役員制度により、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図ります。  
社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。
- ⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ全てに適用する「日本光電行動憲章」に基づいて定めた諸規定に従い、経営管理します。  
当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役会事務局は、監査役会の求めまたは指示により、監査役の職務の遂行を補助します。  
監査役会事務局所属員の人事異動については、監査役会の同意を得ます。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制  
取締役および使用人は、監査役会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。  
前記に関わらず、監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができます。  
監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を把握します。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役社長は、監査役および監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換します。  
監査役は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、株主の皆様が大量買付行為に応じられるかどうかは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様に必要な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益を毀損するものがある可能性も否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えています。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### ② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、昭和26年の創業以来、「エレクトロニクスで病魔に挑戦」をモットーに、医用電子機器のトップメーカーとして数々の医療機器を世界中の医療機関に提供してきました。さらに高齢社会の訪れや疾病構造の変化等を踏まえ、臨床医療の場だけでなく、救急医療や在宅医療・介護、健康増進等の分野にも事業活動の場を広げています。

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に、社員の豊かな生活を創造する」を経営理念とし、商品、サービス、技術、財務体質や社員の質など全てにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し続け、信頼を確立することを目指しています。

当社は、上記の経営理念に基づき、平成19年度から3ヵ年中期経営計画をスタートさせました。新中期経営計画では、前中期経営計画のテーマ「経営体質・経営基盤の強化による高収益体質の確立」および経営ビジョン「医用電子機器メーカーとしてのグローバルブランドの確立」を堅持し、新たな経営目標として「平成24年度までに売上高1,400億円、営業利益率10%、海外売上高比率30%を目指す」ことを掲げています。これらの実現に向けて3ヵ年の諸施策を着実に実行し、高収益体質の確立に努めることで、引き続き企業価値・株主共同の利益の向上を図っていく所存です。

また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会において取締役員数の18名以内から12名以内への削減、および取締役任期の1年への短縮を承認いただきました。

### ③ 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（あらかじめ当社取締役

会の賛同を得ているものは除き、市場取引、公開買付等の買付方法の如何を問わず対象とします。以下、「大量買付行為」といいます。)に対する基本ルール(以下、「本基本ルール」といいます。)の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会でご承認いただきました。

当社が営む医療機器事業においては、医療現場に密着して顧客である医師・看護師・技師の方々や患者さんのニーズを把握し、ユーザオリエンテッドに徹した商品をタイムリーに開発・提供し続けることが不可欠です。当社は、創業以来蓄積された専門的な知識・ノウハウや豊富な経験を継承するとともに、産官学連携等を通じて築かれた国内外の顧客との良好な協力関係を維持することによって、技術開発力の強化を図り、国際競争力のある付加価値の高い商品の提供に努めてきました。また、長年の事業活動を通じて培った顧客、株主の皆様、取引先、その他の関係者の皆様からの信頼は、「日本光電」ブランドとして何物にも替えがたい当社の貴重な財産となっています。

当社としましては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大量買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等のためには、上記のような当社の事業特性に関する十分な理解が不可欠と考えています。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合には、大量買付者から必要かつ十分な情報を提供いただいた後、当社の事業特性を十分に理解している取締役会がこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者と提案条件の改善について交渉し、あるいは株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

上記を踏まえ、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大量買付行為が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保するため、本基本ルールを導入いたしました。

本基本ルールでは、大量買付者に対し、大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供および本基本ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、当社社外監査役、社外有識者から構成される独立委員会が、大量買付提案の内容や当社取締役会の代替案について検討し、大量買付行為に対する対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、大量買付者等が本基本ルールを遵守しなかった場合、または当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合など本基本ルールに定める要件に該当すると判断した場合は、その決議により、対抗措置を発動して新株予約権を発行する場合があります。新株予約権には、大量買付者等は権利を行使できないという行使条件、および大量買付者等以外の株主の皆様には、当社取締役会が別途定める一定の行使期間に新株予約権1個につき当社株式1株と引き換えられる旨の条項等が付されます。また、買付提案の内容や当社取締役会の意見、独立委員会の意見書の内容、対抗措置の発動等については、適時・適切に情報開示を行います。本基本ルールの有効期間は、平成21年度決算終了後最初の定時株主総会(平成22年6月開催予定)終結の時までです。

なお、本基本ルールの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成19年5月18日付「当社株式の大量買付行為に対する対応方針(買収防衛策)について」をご参照ください。

(<http://www.nihonkohden.co.jp/news/pdf/07051804.pdf>)



④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の平成19年度から平成21年度までの3ヵ年中期経営計画は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための具体的方策として推進しており、当社の基本方針に沿うものです。

また、本基本ルールは、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として導入しており、当社の基本方針に沿うものです。本基本ルールでは、取締役会の恣意的判断を排除するため、合理的な客観的発動条件を設定し、客観的発動条件に該当しない場合には、たとえ当社取締役会が大量買付行為に反対であったとしても、対抗措置の発動は行わないこととしています。また、独立委員会を設置し、対抗措置発動の際にはその意見を最大限尊重すると定めており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。さらに、株主総会での承認を導入の条件としていること、有効期間を3年と定めた上、有効期間内でも株主総会または取締役会の決議により廃止できるとされていること、取締役の任期を1年とすることなどにより、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっています。

---

本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

## 連結貸借対照表

(平成20年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>63,718</b>	<b>流動負債</b>	<b>28,242</b>
現金及び預金	8,303	支払手形及び買掛金	18,016
受取手形及び売掛金	30,941	短期借入金	1,336
有価証券	5,500	未払金	1,528
たな卸資産	14,442	未払法人税等	2,122
繰延税金資産	3,372	未払費用	1,914
その他	1,377	賞与引当金	2,079
貸倒引当金	△219	その他の	1,244
<b>固定資産</b>	<b>16,911</b>	<b>固定負債</b>	<b>573</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,587</b>	長期借入金	28
建物及び構築物	3,096	長期未払金	271
機械装置及び運搬具	829	繰延税金負債	232
工具器具及び備品	2,676	その他の	41
土地	2,550		
建設仮勘定	433	<b>負債合計</b>	<b>28,815</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,222</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	1,102	株主資本	50,950
その他	120	資本金	7,544
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,100</b>	資本剰余金	10,485
投資有価証券	3,665	利益剰余金	34,932
繰延税金資産	176	自己株式	△2,012
前払年金費用	1,185	評価・換算差額等	468
その他	1,355	その他有価証券評価差額金	494
貸倒引当金	△281	為替換算調整勘定	△26
		少数株主持分	395
<b>資産合計</b>	<b>80,630</b>	<b>純資産合計</b>	<b>51,814</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>80,630</b>

## 連結損益計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	104,825
売上原価	52,083
売上総利益	52,742
販売費及び一般管理費	42,924
営業利益	9,817
営業外収益	331
受取利息及び配当金	114
その他	216
営業外費用	603
支払利息	66
固定資産売却却損	72
持分法による投資損失	9
為替差損	300
その他	154
経常利益	9,545
特別利益	97
貸倒引当金戻入額	97
特別損失	3
投資有価証券評価損	3
税金等調整前当期純利益	9,639
法人税、住民税及び事業税	3,628
法人税等調整額	329
少数株主利益	49
当期純利益	5,631

### 連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	7,544	10,485	30,709	△1,755	46,983
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,409		△1,409
当期純利益			5,631		5,631
自己株式の取得				△256	△256
自己株式の処分		0			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	4,222	△256	3,966
平成20年3月31日残高	7,544	10,485	34,932	△2,012	50,950

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	1,468	0	49	1,519	361	48,864
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,409
当期純利益						5,631
自己株式の取得						△256
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△974	△0	△75	△1,051	34	△1,016
連結会計年度中の変動額合計	△974	△0	△75	△1,051	34	2,949
平成20年3月31日残高	494	—	△26	468	395	51,814

## 連結注記表

### 連結計算書類作成の基礎となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	……………	25社	
主要な連結子会社			
(国内)	日本光電東京(株)		
	日本光電関西(株)		
	日本光電富岡(株)		他11社
(海外)	日本光電アメリカ(株)		
	日本光電ヨーロッパ(有)		他9社

非連結子会社はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数	……………	1社	
(国内)	株コンコルド電子工業		

持分法非適用関連会社はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、上海光電医用電子儀器(有)およびメディネット光電医療軟件上海(有)の決算日は12月31日ですが、連結決算日(3月31日)との差異が3ヵ月を超えていないため、連結に際しては、当該決算日の計算書類を使用し、かつ連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしています。

#### 4. 会計処理に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法、評価方法は主として次の方法によっています。

製品・商品・半製品：総平均法

仕掛品：個別法

原材料・貯蔵品：最終仕入原価法

##### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：当社および国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産：定額法を採用しています。なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しています。

#### (4) 重要な引当金の計上の方法

- ① 貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ③ 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしています。

#### (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。

#### (6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### (7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：デリバティブ取引（為替予約取引）  
ヘッジ対象：外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針：外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法  
：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジ手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一なので、有効性判定を省略しています。

#### (8) 連結子会社の資産および負債の評価方法

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

#### (9) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却費については、原則として発生時以降5年間で均等償却しています。ただし、金額が僅少のものは、発生時に全額償却しています。

#### (10) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

### 5. 会計処理の変更

#### (有形固定資産の減価償却の方法)

法人税法の改正に伴い当連結会計年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ112百万円減少しています。

## 6. 表示方法の変更

### (連結貸借対照表)

- (1) 連結財務諸表規則ガイドラインの改正により、内国法人の発行する譲渡性預金については、当連結会計年度より「有価証券」に含めて表示しています。当連結会計年度の「有価証券」に含まれる内国法人の発行する譲渡性預金は5,500百万円です。なお、前連結会計年度の「現金及び預金」に含まれる内国法人の発行する譲渡性預金はありません。
- (2) 前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示していました「前払年金費用」は、重要性が増したため、当連結会計年度により区分掲記しております。なお、前連結会計年度の投資その他の資産の「その他」に含まれている「前払年金費用」は、624百万円です。

## 7. 追加情報

### (有形固定資産)

法人税法の改正に伴い当連結会計年度より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産で改正前の法人税法に基づき償却可能限度額まで償却した資産については、その残存簿価を償却可能限度額に達した翌年から5年間で備忘価額まで均等償却を行う方法によっています。これにより営業利益、経常利益、および税金等調整前当期純利益は、それぞれ76百万円減少しています。

### (役員賞与引当金)

従来、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上していましたが、平成19年7月より役員賞与について、役員報酬額内で支給することになりましたので、これに伴い当連結会計年度より役員賞与引当金の計上を行っていません。

### (役員退職慰労金引当金)

従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給相当額を計上していましたが、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、退任取締役等に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認可決したことにより、当連結会計年度発生額及び過年度対応額66百万円を販売費及び一般管理費に計上しています。なお、内規に基づく制度廃止日までに確定していた役員退職慰労金の要支給額271百万円を、固定負債の「長期未払金」に含めて表示しています。

## 8. 注記事項

### (連結貸借対照表)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は、17,193百万円です。

### (連結損益計算書)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(連結株主資本等変動計算書)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数は、次のとおりです。  
普通株式 45,765,490株
- (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	660	15.0	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	748	17.0	平成19年9月30日	平成19年12月6日

- (4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	878	20.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(1株当たり情報)

- (1) 1株当たり純資産は、1,170円31銭です。
- (2) 1株当たり当期純利益は、128円01銭です。



## 貸借対照表

(平成20年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>57,913</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,339</b>
現金及び預金	2,945	買掛金	18,718
受取手形	413	短期借入金	512
売掛金	25,846	未払金	1,189
有価証券	5,500	未払法人税等	1,786
製品	3,485	未払費用	1,116
商品	1,700	前受金	105
半製品	95	預り金	2,027
原材料	201	賞与引当金	882
仕掛品	141	その他の	0
貯蔵品	2	<b>固定負債</b>	<b>281</b>
短期貸付金	5,316	長期借入金	9
繰延税金資産	1,162	長期未払金	271
未収入金	9,265	<b>負債合計</b>	<b>26,620</b>
その他当金	1,860		
貸倒引当金	△24	<b>(純資産の部)</b>	
<b>固定資産</b>	<b>15,909</b>	<b>株主資本</b>	<b>46,711</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,580</b>	資本金	7,544
建物	2,303	資本剰余金	10,485
構築物	36	資本準備金	10,482
機械及び装置	195	その他資本剰余金	3
車両運搬具	15	<b>利益剰余金</b>	<b>30,693</b>
工具器具及び備品	1,668	利益準備金	1,149
土地	2,008	その他利益剰余金	29,543
建設仮勘定	353	別途積立金	23,960
<b>無形固定資産</b>	<b>949</b>	繰越利益剰余金	5,583
特許権	0	<b>自己株式</b>	<b>△2,012</b>
電話加入権・施設利用権	19	評価・換算差額等	491
ソフトウェア	929	その他有価証券評価差額金	491
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,379</b>	<b>純資産合計</b>	<b>47,202</b>
投資有価証券	3,581		
関係会社株式	2,217	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>73,823</b>
関係会社出資金	1,501		
長期貸付金	19		
繰延税金資産	167		
その他当金	1,334		
貸倒引当金	△442		
<b>資産合計</b>	<b>73,823</b>		

## 損益計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	69,052
売上原価	38,989
売上総利益	30,063
販売費及び一般管理費	21,712
営業利益	8,350
営業外収益	858
受取利息及び配当金	458
その他	399
営業外費用	466
支払利息	14
固定資産売却損	66
為替差損	299
その他	85
経常利益	8,742
特別利益	84
貸倒引当金戻入額	84
特別損失	174
投資有価証券評価損	3
関係会社貸倒引当金繰入額	161
関係会社株式等評価損	10
税引前当期純利益	8,652
法人税、住民税及び事業税	3,013
法人税等調整額	355
当期純利益	5,283

## 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	7,544	10,482	2	10,485	1,149	19,960	5,708	26,818	△1,755	43,093
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,409	△1,409		△1,409
当期純利益							5,283	5,283		5,283
自己株式の取得									△257	△257
自己株式の処分			0	0					0	0
別途積立金の積立						4,000	△4,000	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	4,000	△125	3,874	△256	3,618
平成20年3月31日残高	7,544	10,482	3	10,485	1,149	23,960	5,583	30,693	△2,012	46,711

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	1,464	0	1,465	44,558
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,409
当期純利益				5,283
自己株式の取得				△257
自己株式の処分				0
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△973	△0	△974	△974
事業年度中の変動額合計	△973	△0	△974	2,643
平成20年3月31日残高	491	—	491	47,202

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式… 移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のあるもの…… 期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっています。

#### (2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ（為替予約取引）は、時価法によっています。

#### (3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法、評価方法は下記のとおりです。

製品・商品・半製品…… 総平均法

仕掛品…… 個別法

原材料・貯蔵品…… 最終仕入原価法

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

##### ② 無形固定資産

定額法によっています。

なお、ソフトウェアについては利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっています。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。なお、当期末における年金資産が退職給付債務を上回るため、前払年金費用（610百万円）を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

#### (6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

#### (7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## (8) ヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりです。

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引

### ③ ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。

### ④ ヘッジの有効性評価の方法

：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジ手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一なので、有効性判定を省略しています。

## (9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 2. 会計処理の変更

### (有形固定資産の減価償却の方法)

法人税法の改正に伴い当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ84百万円減少しています。

## 3. 表示方法の変更

### (貸借対照表)

財務諸表等規則ガイドラインの改正により、内国法人の発行する譲渡性預金については、当事業年度より「有価証券」に含めて表示しています。当事業年度の「有価証券」に含まれる内国法人の発行する譲渡性預金は5,500百万円です。なお、前事業年度の「現金及び預金」に含まれる内国法人の発行する譲渡性預金はありません。

## 4. 追加情報

### (有形固定資産)

法人税法の改正に伴い当事業年度より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産で改正前の法人税法に基づき償却可能限度額まで償却した資産については、その残存簿価を償却可能限度額に達した翌年から5年間で備忘簿額まで均等償却を行う方法によっています。なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ62百万円減少しています。

### (役員賞与引当金)

従来、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上していましたが、平成19年7月より役員賞与について、役員報酬額内で支給することになりましたので、これに伴い当事業年度より役員賞与引当金の計上を行っていません。

### (役員退職慰労金引当金)

従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給相当額を計上していましたが、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、退任取締役役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認決議したことにより、当事業年度発生額及び過年度対応額66百万円を販売費及び一般管理費に計上しています。なお、内規に基づく制度廃止日までに確定していた役員退職慰労金の要支給額271百万円を、固定負債の「長期末払金」に含めて表示しています。

## 5. 注記事項

### (貸借対照表関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は、次のとおりです。

短期金銭債権	40,090百万円
短期金銭債務	9,542百万円
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額は、12,018百万円です。
- (4) 関係会社および従業員の金融機関等からの借入に対する債務保証残高は、24百万円です。

### (損益計算書関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 関係会社との取引高は、次のとおりです。

売上高	55,523百万円
仕入高	21,307百万円
営業取引以外の取引高	1,065百万円

### (株主資本等変動計算書関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	1,829,595株
------	------------

### (税効果会計)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	193百万円
賞与引当金繰入超過額	359百万円
貸倒引当金繰入超過額	188百万円
関係会社株式等評価損	410百万円
減価償却資産償却超過額	885百万円
その他	651百万円
繰延税金資産 小計	2,688百万円
評価性引当額	△773百万円
繰延税金資産 合計	1,915百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	337百万円
前払年金費用	248百万円
繰延税金負債 合計	585百万円
繰延税金資産の純額	1,330百万円

(リースにより使用する固定資産)

(1) リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	<u>工具器具及び備品</u>
取得価額相当額	23百万円
減価償却累計額相当額	15百万円
期末残高相当額	8百万円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	5百万円
1年超	2百万円
合計	8百万円

③ 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	5百万円
減価償却費相当額	5百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料	
1年内	15百万円
1年超	14百万円
合計	29百万円

## (関連当事者との取引)

子会社

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員の 兼任等	事業上の関係				
日本光電東北(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	2,804	売掛金	1,331
日本光電東関東(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	3,701	売掛金	1,578
日本光電北関東(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	4,021	売掛金	1,512
日本光電東京(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1) 運用預り金 (* 2)	7,726 △605	売掛金 預り金	3,660 1,150
日本光電南関東(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	4,101	売掛金	1,836
日本光電中部(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	5,223	売掛金	2,294
日本光電関西(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	7,958	売掛金	3,339
日本光電中四国(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	4,626	売掛金	2,265
日本光電九州(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	5,489	売掛金	2,486
日本光電富岡(株)	100	兼任 1 名	当社医用電子 機器および 変成器製造	当社販売用製品の 仕入(* 3) 材料仕入の立替 (* 4)	18,925 16,297	買掛金 未収入金	6,951 8,385
日本光電アメリカ(株)	100	兼任 1 名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	2,750	売掛金	832
日本光電ヨーロッパ(株)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (* 1)	4,567	売掛金	2,614

(注) 取引金額には消費税等が含まれていません。期末残高のうち、預り金には消費税等が含まれていません。その他の期末残高には消費税等が含まれています。

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- \* 1 当社製品の販売価格は、市場価格を勘案し、決定しています。
- \* 2 運用預り金は、グループ内の資金貸借制度を制定し、実施しています。
- \* 3 当社販売用製品の仕入価格は、製造会社の製造原価をもとに、決定しています。
- \* 4 材料仕入の立替は、同社の製造用材料の購入を立て替えたものです。

## (1株当たり情報)

- (1) 1株当たり純資産は、1,074円35銭です。
- (2) 1株当たり当期純利益は、120円10銭です。



独立監査人の監査報告書

平成20年5月15日

日本光電工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 石戸喜二 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本光電工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年5月15日

日本光電工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 石戸喜二 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適性に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

平成20年5月19日

日本光電工業株式会社 監査役会

常勤監査役 伊地知 温 威 ㊟

常勤監査役 斉 藤 久 ㊟

社外監査役 青 木 邦 泰 ㊟

社外監査役 加 藤 修 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

利益の配分につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。第57期の期末配当につきましては、引き続き業績が順調に推移しましたので、株主の皆様のご支援にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額878,717,900円

注) 中間配当(1株につき金17円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき7円増配の金37円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成20年6月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,500,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

経営体制の一層の強化・充実を図るため、現行定款第16条（招集権者および議長）および第24条（取締役会の招集権者および議長）について所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更部分は下線    で示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>（招集権者および議長）</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>（招集権者および議長）</p>
<p>第16条 株主総会は、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第16条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p>
<p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	荻野和郎 (昭和16年1月4日)	昭和41年4月 日本電信電話公社入社 昭和56年7月 同社東海電気通信局施設部長 昭和59年2月 同社技術局画像通信部門担当調査役 昭和60年3月 同社退職 昭和60年4月 当社入社、顧問 昭和60年8月 当社心電図事業部長 昭和60年10月 当社取締役 昭和61年10月 当社常務取締役 昭和63年6月 当社専務取締役 平成元年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成19年6月 当社社長執行役員（現任）	144,330株
2	鈴木文雄 (昭和23年11月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成6年4月 日本光電アメリカ㈱取締役社長 平成10年4月 当社経営企画室長 平成11年4月 当社人事部長 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社システム事業本部長 平成18年4月 当社医療機器技術センタ所長 平成19年4月 当社総務人事部長 平成19年6月 当社取締役、専務執行役員（現任）	12,100株
3	原澤栄志 (昭和21年10月1日)	昭和44年4月 当社入社 平成11年4月 当社事業本部副本部長 平成11年10月 当社医療情報技術事業部長 平成13年4月 当社市場戦略室長 平成14年4月 当社システム事業本部長 平成14年6月 当社取締役（現任） 平成17年4月 当社品質管理本部長 平成18年4月 当社生体情報技術センタ所長 平成19年4月 メディネット光電医療軟件上海㈱董事長（現任） 平成19年6月 当社常務執行役員（現任）	6,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
4	白田 憲 司 (昭和26年7月25日)	昭和50年4月 ㈱埼玉銀行入行 平成14年3月 ㈱あさひ銀行執行役員 平成15年6月 ㈱埼玉りそな銀行取締役兼執行役員 平成16年3月 同行取締役兼執行役員退任 平成16年5月 当社入社 平成16年10月 当社内部監査役 平成17年4月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成18年4月 当社管理統括部長(現任) 平成19年6月 当社常務執行役員(現任)	5,200株
5	上平田 利 文 (昭和22年7月6日)	昭和41年4月 当社入社 平成10年4月 日本光電U K(㈱)社長 平成11年1月 日本光電ヨーロッパ(㈱)社長 平成13年4月 日本光電イタリア(㈱)社長 平成15年4月 日本光電イベリア(㈱)社長 平成15年6月 当社海外事業本部長(現任) 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 当社上席執行役員(現任)	23,100株
6	赤羽 武 (昭和22年10月31日)	昭和46年4月 当社入社 平成7年4月 当社海外事業部海外業務部長 平成9年4月 日本光電富岡(㈱)計数管理部長 平成11年4月 同社総務部長 平成13年4月 当社経営企画室長(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 当社上席執行役員(現任)	11,800株
7	伊澤 敏 次 (昭和24年12月4日)	昭和48年4月 当社入社 平成9年4月 当社医療機器事業部第一技術部長 平成12年4月 当社用品事業部長 平成14年4月 上海光電医用電子儀器(㈱)社長 平成19年4月 当社医療機器技術センタ所長 平成19年6月 当社執行役員(現任) 平成20年4月 日本光電富岡(㈱)代表取締役社長(現任)	3,300株
8	塚原 義 人 (昭和27年12月25日)	昭和55年7月 当社入社 平成6年4月 日本光電メビコ東海(㈱)代表取締役専務 平成11年4月 日本光電北関東(㈱)代表取締役社長 平成14年4月 日本光電メビコ東(㈱)代表取締役社長 平成15年4月 日本光電東京(㈱)代表取締役社長(現任) 平成19年6月 当社執行役員(現任)	1,000株
9	田村 隆 司 (昭和34年3月22日)	昭和58年4月 当社入社 平成15年4月 日本光電関西(㈱)代表取締役社長 平成19年4月 当社営業本部長(現任) 平成19年6月 当社執行役員(現任)	1,000株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役加藤 修氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役伊地知温威氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	松 島 武 志 (昭和22年1月11日)	昭和45年4月 当社入社 平成2年4月 日本光電ドイツ㈱代表取締役社長 平成6年4月 当社海外事業部長 平成7年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役退任 平成15年6月 日本光電コルテック㈱代表取締役社長 平成17年4月 当社商品事業本部副本部長 平成19年4月 当社内部監査室長(現任)	18,500株
2	加 藤 修 (昭和19年4月24日)	昭和51年4月 慶應義塾大学法学部助教授 昭和56年4月 慶應義塾大学法学部教授(現任) 昭和58年9月 慶應義塾大学法学博士 平成15年9月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成16年6月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 加藤 修氏は、社外監査役の候補者です。  
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 加藤 修氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授及び弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役就任年数は本総会終結の時をもって4年となります。  
 4. 当社は加藤 修氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西落合1丁目31番4号

**日本光電工業株式会社**

1号館 4階ホール

電話 (03) 5996-8000(代表)

## 交通

都営大江戸線：落合南長崎駅下車 A1出口 徒歩約8分

西武新宿線：新井薬師前駅下車 南口 徒歩約15分

(駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願いいたします。)